

令和7年度長浜市太陽光発電システム等 設置促進補助金



申請の手引き

目次

| | |
|----------------|----|
| 1. 概要 | P1 |
| 2. 補助対象者 | P1 |
| 3. 補助対象となるシステム | P2 |
| 4. 補助金の対象となる費用 | P3 |
| 5. 補助金額 | P3 |
| 6. 補助金手続きの流れ | P4 |
| 7. 交付申請書の受付 | P4 |
| 8. よくある問合せ | P5 |
| 9. その他 | P6 |

1. 概要

事業完了後の交付申請(実績報告)のみとなるため、添付書類や提出方法、必要書類の漏れなく申請してください。

・申請期間………4月1日～翌年3月末

・事業完了日………4月1日～翌年3月末

※次の(1)～(3)のうち、一番遅い日を事業完了日とします。

- (1)システム保証開始日
- (2)システムの代金支払い日(=領収日)
- (3)建物の引渡日(新築・建売の場合のみ)

・提出書類………交付申請書兼請求書

添付資料

- (1)対象システムを設置した住宅又は事業所等の付近見取り図
- (2)領収書の写し及び領収書に係る内訳書
- (3)設置した対象システムの内容がわかる資料
- (4)対象システムの要件に該当していることが分かる資料
- (5)太陽光発電システムを設置の場合は、太陽光モジュールの配置図面
- (6)設置した対象システムの写真及び設置状況がわかる建物全体の写真
- (7)太陽光発電システム設置の場合は、電力会社との接続契約(系統連系)がわかる書類の写し
- (8)設置した対象システムの保証書の写し
- (9)その他市長が必要と認めるもの

・申請方法………窓口申請・郵送・電子申請

2. 補助対象者

○補助金の対象となる方は、次のいずれかに該当する必要があります。

(1)既築又は新築へ対象システムを設置する方

(2)対象システムが設置された建売を購入する方

○補助金の対象となる方は、次の要件をすべて満たす必要があります。

(1)申請時に本市に住所を有している個人又は本市に事業所を有している事業者

※賃借人の場合、借家の持ち主(賃貸人)の承諾を受けてください

(2)補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料(税)に未納がない方

(3)補助金の交付申請年度の4月から交付申請時までに対象システム設置事業を完了した方

(4)発電された電気の全部又は一部を住宅又は事業者等において消費する方

(5)本市が求める再生可能エネルギー普及施策及び地球温暖化防止対策施策(アンケート等)に協力できる方

(6)過去に本市の同一システムに係る補助金の交付を受けていない方

3. 補助対象となるシステム

次の要件をすべて満たすシステム

| 補助対象システム | 要件 |
|----------------------|--|
| 太陽光発電システム | (1)発電された電気の全部又は一部を住宅又は事業所等において消費するもの (2)未使用品であるもの (3)太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー及びその他付属機器で構成するもので、太陽電池モジュールが一般社団法人太陽光発電協会JPEA代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの |
| 定置式蓄電システム | (1)太陽光発電システムと常時接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの (2)蓄電池部及びインバータ等電力変換装置が一体的に構成されているもの (3)蓄電容量が1キロワットアワー以上であるもの (4)未使用品であるもの (5)一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が、省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業)における補助対象製品に指定しているもの |
| 家庭用エネルギー管理システム(HEMS) | (1)太陽光発電システムと連系するもの (2)住宅内のエネルギー使用状況の「見える化」ができ、省エネを促す情報提供機能を有しているもの (3)空調、照明等の電力使用量を調整するための制御機能を有しているもの (4)未使用品であるもの (5)「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているもの |
| V2H(ヴィークル・トゥー・ホーム) | (1)太陽光発電システムと常時接続し、及び電気自動車等の蓄電池から電力を取り出して、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであって、次のいずれかの条件を満たすもの ア太陽光発電システムを併せて設置すること。 イ既設の太陽光発電システムを備えていること。 (2)未使用品であるもの (3)一般社団法人性世代自動車振興センターが補助対象に認定している充電器であること。 |

4. 補助金の対象となる費用

- ・自らが居住する、または居住を予定する住宅への対象システムの設置費
- ・自らの事業の用に供する、または供する予定の事業所等への対象システムの設置費
- ・対象システムが設置された住宅(建壳)の取得費

※消費税は含みます。

※対象システムの設置費用には、システムの保証料、事務手続き費用(関西電力送配電(株)への申請費用、補助金申請費用等)、屋根の改修費等は含まれません

5. 補助金額

【太陽光発電システム】

1kW(小数点以下第2位切捨て)当たり2万円を乗じた額 【上限6万円】

(例)最大出力 2.4kW ⇒ $2.4\text{kW} \times 2\text{万円} = 4\text{万8千円}$

(例)最大出力 4.6kW ⇒ $4.6\text{kW} \times 2\text{万円} = 9\text{万2千円} \rightarrow 6\text{万円(上限6万円)}$

【定置式蓄電システム】

1kWh(小数点以下第2位切捨て)当たり2万円を乗じた額 【上限10万】

(例)蓄電容量 2.8kWh ⇒ $2.8\text{kWh} \times 2\text{万円} = 5\text{万6千円}$

(例)蓄電容量 7.3kWh ⇒ $7.3\text{kWh} \times 2\text{万円} = 14\text{万6千円} \rightarrow 10\text{万円(上限10万円)}$

【家庭用エネルギー管理システム(HEMS)】

設置する機器の本体、部材の購入及び設置工事に要する費用の1/3以内 【上限2万】

(例)費用 5万4千円 ⇒ $5\text{万4千円} \div 3 = 1\text{万8千円} \rightarrow 1\text{万8千円}$

(例)費用 12万円 ⇒ $12\text{万円} \div 3 = 4\text{万円} \rightarrow 2\text{万円(上限2万円)}$

【V2H(ヴィーカル・トゥ・ホーム)】

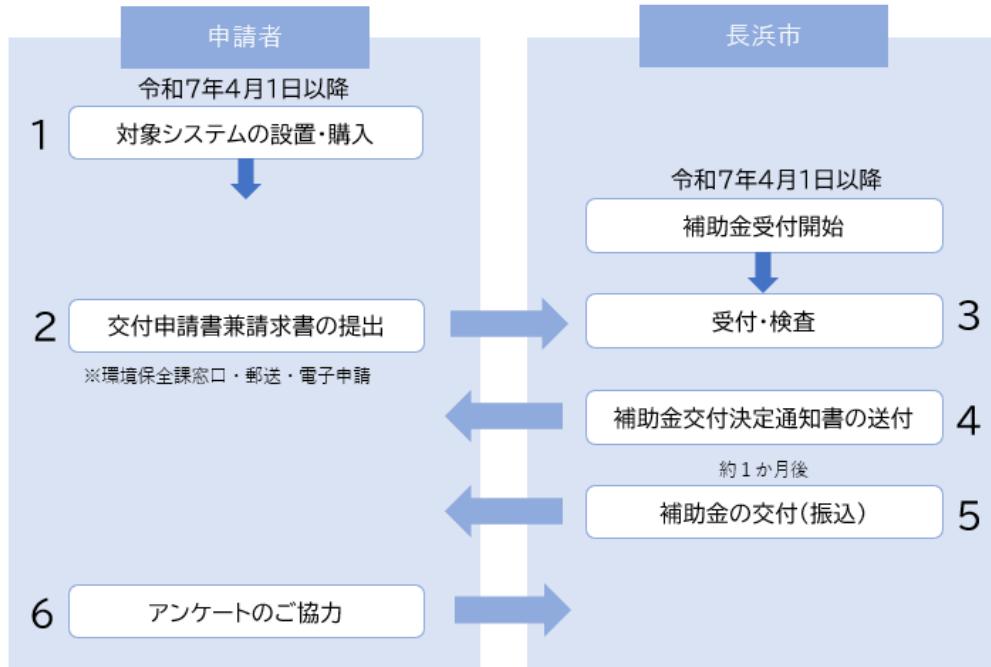
設置する機器の本体、部材の購入及び設置工事に要する費用の1/3以内 【上限4万】

(例)費用 5万4千円 ⇒ $5\text{万4千円} \div 3 = 1\text{万8千円} \rightarrow 1\text{万8千円}$

(例)費用 15万円 ⇒ $15\text{万円} \div 3 = 5\text{万円} \rightarrow 4\text{万円(上限4万円)}$

6. 補助金の手続きの流れ

事業完了後の交付申請(実績報告)のみとなるため、添付書類や提出方法、必要書類の漏れなく申請してください。



1【申請者】対象システムを購入・設置する

2【申請者】交付申請書兼請求書と添付書類等を市役所へ提出

3【市役所】2で提出された書類等を基に審査

4【市役所】補助金交付決定通知書と環境に関するアンケートを郵送

5【市役所】通知発送より約1か月後、補助金の交付(振込)

6【申請者】アンケートの回答

※窓口申請は開庁時間中に本庁環境保全課でのみ受け付けます。

※郵送・電子申請もご利用いただけます。

※申請書類等に不備・不足がある場合、不受理として返却させていただくことがあります。確認の上、ご提出ください。



▲電子申請はこちらから

7. 交付申請書の受付

交付申請書兼請求書の受付期間は令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)までですが、予算額に達した場合は上記の期間にかかわらず受付を締め切ります。

交付申請書の受付は不備がない状態での先着受付となるため、予算額に達する直前に申請があり不備が見受けられた場合は、申請書を返却します。なお、その後他者が不備なく申請された場合、受け付けますので、不備の確認をしていただいた後、速やかに申請してください。

8. よくある問い合わせ

| NO. | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|-------------------------------------|---|
| 1 | 交付申請書兼請求書の受付開始時期と終了時期はいつか。 | 令和7年4月1日(火曜日)から令和8年3月31日(火曜日)までが受付期間です。※予算額に達し次第、受付は終了(先着順)します。 |
| 2 | 郵送での申請はできるのか。 | 郵送での申請は可能です。電子申請もご利用いただけます。 |
| 3 | 契約書が連名(2名以上)の場合、契約者全員を申請者とする必要があるか | 契約者が連名の場合、契約者のうち一名でも申請者となります。ただし、他の提出書類(領収書や保証書の宛名)と一致するようにしてください。 |
| 4 | 施設の更新(既設を撤去し、更新する場合)は補助対象となるのか | 過去に同一システムの補助金の交付を受けていなければ、更新でも補助対象として申請していただけます。ただし、施設の一部を修繕する場合は、補助対象となりません。 |
| 5 | 異なるシステムの補助金を同時に申請することができるか。 | 過去に同一システムの補助金を受けていなければ、複数システムに対し、補助を受けることができます。 |
| 6 | 領収書が出ない場合はどうしたらよいのか。 | 住宅ローン支払いのために領収書が発行されない場合は、住宅ローンの契約書を提出してください。 |
| 7 | 他も同時購入している場合、領収書への記載をどのようにしたらよいのか。 | 他の費用と合算されている場合、但し書き等で対象システムに関する経費が含まれている旨(対象システムに係る金額を含む)を記載してください。 |
| 8 | 国や県の補助金と併用はできるのか。 | 国や県との併用はできます。国や県の補助金については、直接お問い合わせください。 |
| 9 | 長浜市こども若者住宅新築支援事業補助金との併用はできるのか。 | 状況により併用可能ですので、まずはお問合せください。 |
| 10 | 申請時に全ての書類が揃っていなくても書類は預かってもらえるのか。 | お預かりできません。書類がすべて揃った時点で申請してください。 |
| 11 | 申請書類は返却してもらえるのか。 | 不備がなく、受付済みの申請書類は返却できません。控えが必要な場合には、提出書類のコピーを取り、控えとして保管してください。 |
| 12 | 令和7年3月31日以前に設置工事を完了した場合は、補助対象となるのか。 | 補助対象にはなりません。なお、新築・建売の場合は建物引渡日が令和7年4月1日以降ならば対象となります。 |
| 13 | 設置工事を実施する前に申請が必要なのか。 | 設置工事を実施する前に申請は必要ありません。設置工事完了後に必要書類を整えたうえで申請書を提出してください。 |
| 14 | 共同住宅は補助対象となるのか。 | 共同住宅は補助対象外となります。 |

9. その他

- ・要綱の変更がある場合やお知らせ等、HP 上に掲載することができますので、隨時確認をお願いします。
- ・「よくある問い合わせ」を掲載していますので、お問い合わせの前にご確認ください。